議案第15号

財産を無償で貸し付けること ((元) 鳥取農業高等学校実 習農園) について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種	類	所 在 地	数量
土	地	鳥取市湖山町南三丁目607 番1のうち一部	1,709平方メートル

2 相 手 方

鳥取市桂見924番地3

竹 内 房 男(山王団地自治会会長)

3 貸付期間

議決のあった日から平成21年3月31日まで

4 理 由

当該土地について埋蔵文化財の調査中であり処分・利活用できないため、土地の活用 策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減を図る観点から、地域住民に無償で貸し 付けようとするものである。